

解約通知書

下記の事項を承諾の上、標記物件の解約を通知します。

西暦 年 月 日

物件名		部屋番号	号室
駐車場の有無	有・無	(付属駐車場以外は別途提出が必要です) 有の記載がない場合は駐車場代が発生します	駐車場番号 NO.
契約者現住所			印
契約者氏名			
転居後の連絡先	— —	携帯電話	— —
転居先住所			
明け渡し日 (かぎ返却日)	西暦 年 月 日	賃料支払義務	西暦 年 月 日まで
保証金・敷金等の返還金がある方はご本人様名義の銀行口座を記入してください。			
銀行名	フリガナ	支店名	フリガナ
	銀行・信用金庫		支店
口座番号	普通 当座	名義人	フリガナ
	NO.		

解約手続きについて

- 契約書に記載された解約予告義務期間までにご提出ください。ご提出が遅れますと余分な家賃の支払が発生します。
- 本解約通知の撤回・取り消し・変更はできません。万一、明渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず、遅延によって発生した実損の損害賠償及び、退去が完了するまでの間 1 日 10,000 円の違約金を請求します。
- 契約時に受領した本キー全部を上記期日までに返却してください。持参できない場合は簡易書留でご郵送ください。なお、本キー紛失の際はシリンダー交換費用を負担していただきます。
- 受付者の名前が記載された控えを必ずお受け取りください。解約の証拠となりますので退去まで大切に保管してください。

室内の損傷について

- タバコのヤニ・ガラス割れ・床の損傷又はクロスの損傷・壁穴等は過失となりますので、事前に過失の申告をして下さい。申告された過失で確認が必要な場合は、立会いの上現場確認をさせていただきます。尚、退去の際の立会いは行っておりません。ガラス割れは保険対応が可能な場合があります。住宅保障共済会(0120-608-879) 東京海上ミレア (0120-811-333)
- 過失の自己申告がなく、退去後に過失が発覚した場合において、費用の徴収の遅延等により改装作業に遅れが生じ、次の契約に影響を及ぼした場合は、別途損害金が発生する可能性があります。

室内過失申告欄	無	有	内容
---------	---	---	----

各種手続きについて

過失立会日 年 月 日() :

- 電気・ガス・水道・電話・新聞等へ転居の連絡と精算を済ませてください。(連絡先等はホームページをご確認ください。)
- 火災保険の解約もしくは転居の手続きを行ってください。住宅保障共済会(0120-987-310) 東京海上ミレア (0120-670-055)
- J:COM無料インターネットをご契約中の方は、解約の連絡 (078-766-5035) を行い、機器の引き取りを済ませてください。
- 郵便局へ転居届を出してください。退去後に届いた郵便物はすべて処分します。
- 引越しゴミはゴミステーションに捨てず、運送会社や環境局に依頼の上、処分してください。
- 家財道具を搬出し、通常程度の清掃をしてください。残置物の処分や清掃不十分な場合はその処理費用を負担していただきます。
- 保証金・敷金の返金は賃貸契約書に記載の期日までに振込返金させていただきます。

当社使用欄

受付	報告	カード	J入力	賃貸保	口振	精算書	過失
/	/	/	/	/	/	/	/